

掛川市告示第54号

掛川市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成18年掛川市告示第126号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

掛川市長 久保田 崇

第4条第2号を次のように改める。

(2) 株式会社A S Care

様式を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

訪問入浴サービス事業利用申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

訪問入浴サービス事業を利用したいので、掛川市訪問入浴サービス事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ		生 年 月 日
	氏 名		年 月 日
	居 住 地	〒 電話番号	
身体障害者手帳番号		障害名	
その他特記事項			

他のサービス利用の状況	障害福祉関係サービス	障害支援区分の認定	有・無	区分 1 2 3 4 5 6	有効期間	
		利用中のサービスの種類と内容等				
介護保険		要介護認定	有・無	要介護度	要支援 ()	要介護 1 2 3 4 5
		利用中のサービスの種類と内容等				
支援の内容						

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ		申請者との関係	
氏 名			
住 所	〒 電話番号		

（注）医師の診断書を添付してください。

訪問入浴サービス事業利用決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった訪問入浴サービス事業の利用について、次のとおり決定（却下）したので、掛川市訪問入浴サービス事業実施要綱第6条の規定により通知します。

決 定 者	フリガナ			生 年 月 日
	氏 名			年 月 日
	居 住 地	〒		
有 効 期 間			単価区分	
			費用負担	円
却 下 理 由				

(注)

- 1 事業を利用する際は、この通知書を委託事業者に提示してください。
- 2 記載事項等に変更があったときは、市長にその旨を届け出てください。

訪問入浴サービス事業利用決定変更（取消）申請書

年 月 日

（あて先）掛川市長

訪問入浴サービス事業の利用決定事項について変更（取消し）をしたいので、掛川市訪問入浴サービス事業実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請者	フリガナ			生 年 月 日
	氏 名			年 月 日
	居 住 地	〒		
		電話番号		
身体障害者手帳番号			障害名	
変更の内容	変更前			
	変更後			
該当年月日				
変更又は取消しの理由				
申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）			
フリガナ			申請者との関係	
氏 名				
住 所	〒			電話番号

（注）

- 1 利用決定通知書を添付してください。
- 2 利用の全部について取り消す場合は、「変更の内容」欄に記載しないでください。

訪問入浴サービス事業利用変更（取消）通知書

第 号
年 月 日

様

掛川市長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった利用決定事項の変更（取消し）について、次のとおり適当（不適當）であると認めますので、掛川市訪問入浴サービス事業実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

決 定 者	フリガナ		生 年 月 日
	氏 名		年 月 日
	居 住 地	〒 電話番号	
決 定 内 容	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し		
変 更 の 内 容	変 更 前		
	変 更 後		
変 更 の 条 件			
該 当 年 月 日			
変 更 又 は 取 消 し を 不 適 当 と 認 め た 理 由			

(注)

- 1 事業を利用する際は、この通知書を委託事業者に提示してください。
- 2 記載事項等に変更があったときは、市長にその旨を届け出てください。

訪問入浴サービス事業実施報告書

（ 年 月分）

利用決定身体障害者氏名	生 年 月 日	事業者及びその事業所の名称
	年 月 日	

利 用 日				利用時間	利用者負担額	利用者 確認印
日 付	曜日	開始時間	終了時間			
		:	:	:		
		:	:	:		
		:	:	:		
		:	:	:		
		:	:	:		
		:	:	:		
		:	:	:		
		:	:	:		
		:	:	:		
		:	:	:		
		:	:	:		
		:	:	:		
		:	:	:		
		:	:	:		
		:	:	:		
		:	:	:		
		:	:	:		
		:	:	:		
		:	:	:		
		:	:	:		
合 計						

附 則

この告示は、公示の日から施行する。